

民生活必需物資の供給確保については陸海軍の多大なる協力を得て來るる次第であつて、本計畫の樹立及び實施によつて生活必需物資の需給に総合的な目標が定まり戰時國民生活の安定を確保する上において極めて大なる效果を期し得ると存ずるのである。しかしながらいふまでもなく現在は大東亞戰爭の最中であり、この大戰争を勝ち抜くためには國民として益々質實剛健にして清新簡素なる戰時生活を營むべきであつて、この點に關し國民各位は大東亞戰爭の完遂と大東亞の建設といふ大業を翼賛し奉る國民的感激を以て自ら的に物心兩面に亘りその生活の戰時體制化を圖られ本計畫の目的達成に協力せられんことを望んで已まない次第である。

昭和十七年度生活必需物資綜合計畫は大東亞戰爭の長期戰たる性格に鑑み國民生活の最低限度を確保するため本年度より特に設定された國家計畫であつて、政府の國民生活安定に關する熱意を示すものとして注目されると共に物動計畫が從來の原料物動より製品物動へ進展したところに特徴を有するものである。本計畫の對象となつた國民生活必需物資は（一）食糧物資（米麥等）（二）家庭燃料物資（木炭等）（三）衣料物資（織維品等）であつてこれ等の諸物資を物動計畫と密接な關聯の下に計畫化し特に食糧物資等重要物資については需給、配給計畫等詳細な計畫を樹立したものであるが、ながらんづく味噌、醤油等については製品に至るまでの計畫を設定、製品物動としての特色を發揮するに努めこれ等物資の生産資材の確保より末端配給に至る各部分に細部なからしめたのである。本計畫の設定によつて生活必需物資は各省において實施してゐる物

資統制策と照應して全面的に確保され戰時下國民生活に強力な安定性を附與するが、なほ國民生活に密接な關係ある物資については今後研究の上明年度以降本計畫に包括せしめてゆく方針である。

船員法施行令中改正の件公布

船員法施行令中改正の件は昭和十七年六月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

船員法施行令中改正ノ件

（昭和十七年六月二十三日勅令第五百九十四號）

船員法施行令中左ノ通改正ス

第二條ノ二 専ラ日本各港間ヲ航行スル船舶ニ於テハ
十四歳以上ノ者ヲ石炭夫又ハ火夫以外ノ船員トシテ
使用スルコトヲ得

第三條第二項中「ニシテ總噸數二千噸ヲ超エザルモノ」

ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年五月公布勅令第三十五號船員法施行令

抄錄

第一條 食糧管理法第二條ノ規定ニ依リ食糧ヲ定ムル

（昭和十七年六月二十三日勅令第五百九十二號）

第一條 食糧管理法第二條ノ規定ニ依リ食糧ヲ定ムル

コト左ノ如シ

一 麵穀

二 穀粉

三 甘諸及馬鈴薯並ニ其ノ加工品タル食糧

四 麵類

食糧管理法の一一部施行期日ノ件公布

第七十九回帝國議會の協賛を経たる食糧管理法については第三卷第三號本欄所載の如くであるが、その一部施行期日に關する勅令は昭和十七年六月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法ノ一部施行期日ノ件

（昭和十七年六月二十三日勅令第五百九十一號）

食糧管理法第一條乃至第七條、第九條乃至第二十三條、第二十五條乃至第三十四條、第三十五條第三號、第三十六條、第三十八條乃至第四十三條、第四十五條第一項第一號乃至第三號、第五號乃至第八號及同條第二項第三項並ニ第四十六條乃至第五十七條ノ規定ハ昭和十七年七月一日ヨリ、同法第三十七條ノ規定ハ同法第三十一條、第三十二條、第三十四條及第三十五條第三號ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ同日ヨリ之ヲ施行ス

食糧管理法施行令の公布

食糧管理法施行令は昭和十七年六月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

（昭和十七年六月二十三日勅令第五百九十二號）

（昭和十七年六月二十三日勅令第五百九十二號）

第一條 食糧管理法第二條ノ規定ニ依リ食糧ヲ定ムル

コト左ノ如シ

一 麵穀

二 穀粉

三 甘諸及馬鈴薯並ニ其ノ加工品タル食糧

四 麵類